

市営浄化槽設置工事の随意契約方法の見直しについて

上下水道局では、10人槽以下の市営浄化槽設置工事については、5～6基を1件の工事として指名競争入札で発注しています。また、平成24年10月からは、一部の条件を満たす工事について見積り合せによる随意契約を行ってきました。

平成26年度からは、従来の指名競争入札はそのままに、随意契約方式の見直しを行います。

見直しの概要は以下のとおりです。

- 1) 随契方法の変更（見積り合せから**一者随契**へ）
- 2) 予定価格の公表
- 3) 随契条件の緩和

現 在	平成 26 年 4 月 1 日以降
○佐賀市排水設備指定工事店であること	同 左
○佐賀市建設工事競争入札参加資格者（管、土木一式、建築一式のいずれか一つ以上）であること	同 左
○佐賀県に特例浄化槽設置工事業の届出があること	同 左
○佐賀市市営浄化槽設置工事の経験があること	必要なし

随意契約が成立した場合、①浄化槽設置工事と②排水設備工事を一体的に施工してください。

